

5 いじめ防止基本方針

(1) いじめの基本認識

ア いじめの定義……いじめ防止対策推進法 第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ 基本認識

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめは絶対に許されない」

「いじめはどの生徒にも、どの場所でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめへの対応

ア 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

<具体的な対応>

① 生徒理解を深める取組

- ・全校生徒を対象にQ－U調査（学級診断尺度調査）を行う。
- ・各学期に、生徒全員へ教育相談を実施する。

② 生徒指導の機能を生かした、自己有用感を高める取組

- ・学級や学年、生徒会の自治活動を推進し、一人一人が自己有用感を高められる活動を行う。
- ・特定の友達との関わりに固執することなくいろいろな生徒と関われる活動を作る。
- ・授業や学校行事で自己決定の場を与える。
- ・学級で一人一人のよさやがんばりを認め合い、メッセージカード等にして渡す。

③ 命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・全校生徒が人権についての作文を書き、人権に対する考えを深める。
- ・いじめの問題を自分のこととしてとらえ、考えられるよう道徳教育の充実を図る
- ・高齢者や障害のある方との交流や地域と触れ合う場を多く設定し、人権意識を高める。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの不適切な利用の具体例を示したり、SNSの危険性を伝えたりなど、情報モラル教育を計画的に進める。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

④ 保護者等と連携した取組

- ・PTAと連携して、あいさつ運動を実施する。

イ 早期発見

いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に生徒と関わりをもち、些細な兆候を見逃さないようにする。いじめを発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。

<具体的な対応>

- ① 日々の観察
 - ・休み時間や昼休み、放課後に、校舎内を巡回する。授業時は教科担任が早めに授業教室へ行く。
 - ・毎日の記録や学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間での共有に努める。
- ② 教育相談
 - ・「悩み相談カード」を記載させた後、教育相談を生徒全員に実施する。
 - ・定期的なアンケート調査（生徒・保護者）を実施し、情報収集に務める。
 - ・電話相談窓口等相談しやすい環境の整備、周知に務める。

ウ 早期対応

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒等の安全を確保し、関係生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

<具体的な対応>

- ① 基本的な対応
 - ・いじめ対策委員会を開く。
 - ・聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を行う。
 - ・明確な指導方針のもと、教職員は緊密に情報交換し共通理解を図る。
 - ・指導経過を時系列でまとめる。
 - ・教育委員会へ連絡し、対応について相談する。必要ならば関係諸機関（児童相談所、警察署等）とも連携する。
 - ・カウンセリング指導員、いじめ対策ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、子どもと親の相談員を活用する。
- ② いじめられた生徒およびその保護者に対して
 - ・本人の痛みに関わり、心のケアに努め、いじめから守る。
 - ・チームで対応する。
- ③ いじめている生徒およびその保護者に対して
 - ・自分の行為を振り返らせ、与えた傷の重大さを実感できるようにし、反省を促す。
 - ・チームで対応する。
- ④ 周囲の生徒に対して
 - ・いじめられた生徒の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。

- ・いじめた生徒といじめられた生徒だけの問題ではなく、全体の問題であり、傍観者や観衆がいじめを助長することを理解させ、どのような態度を取るべきであったかを考えさせる。

⑤ ネットいじめについて

- ・サイト管理者への削除要請を行い、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察と連携して対応する。
- ・早期発見に向けて、家庭の協力を依頼する。

⑥ 重大事態への対処について

- ・いじめにより、生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあるときには、「小矢部市いじめ防止基本方針」の「第3」に準じ、対応することとする。

エ 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめの再発、対象を変えたいじめを防ぐ。

＜具体的な対応＞

- ① 指導の在り方が適切であったかどうか検証を行う。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ③ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- ④ 互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
- ⑤ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ⑥ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑦ 保護者や地域の関係団体、機関等との連携を深め、継続的な見守りを行う。

(3) いじめ対策委員会

ア 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、いじめ対策ソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員

イ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談・通報の窓口
- ・いじめやいじめが疑われる行為に関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録及び共有
- ・いじめやいじめが疑われる行為に対する事実確認、指導や支援、保護者との連携等の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは、次のような場合に該当する。

- ・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

文部科学省「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」において、

◎生徒が自殺を企図した場合

◎心身に重大な障害を負った場合

◎金品等に重大な被害を被った場合

◎いじめにより転学等を余儀なくされた場合

「富山県いじめ防止基本方針」「小矢部市いじめ防止基本方針」において、

◎身体に重大な障害を負った場合

◎精神性の疾患を発症した場合

- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

イ 設置者への報告

- ・速やかに学校の設置者に報告する。

ウ 調査の実施

- ・「いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- ・調査の際にはいじめ事案の関係者と直接の人間関係、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- ・いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。

エ 情報の提供

- ・いじめを受けた生徒、その保護者に対し、明らかとなった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供する。関係者の個人情報の取り扱いには十分に配慮する。
- ・いじめを受けた生徒、その保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会により、適時・適切にすべての保護者に説明し、解決に向けて協力を依頼する。

(5) 家庭や地域との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した対策を推進する。

＜具体的な取組＞

- ① たより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ② PTAと協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ③ スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

(6) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組
4 月	・ いじめ対策委員会（学校いじめ防止基本方針の共通理解）
5 月	・ あいさつ運動 ・ 教育相談（気がかりな生徒、希望者のみ対象） ・ Q－U 調査（学級診断尺度調査）
6 月	・ 仲間とのかかわりアンケート（生徒・保護者） ・ 教育相談（全員面談）
7 月	・ ネット安全教室 ・ S O S の出し方教育
8 月	・ 公民館訪問 ・ 人権作文
9 月	
10 月	・ あいさつ運動 ・ 仲間とのかかわりアンケート（生徒・保護者）
11 月	・ 教育相談（全員面談） ・ Q－U 調査（学級診断尺度調査）
12 月	・ 人権週間
1 月	
2 月	・ 仲間とのかかわりアンケート（生徒・保護者） ・ 教育相談（全員面談）
3 月	・ いじめ対策委員会（学校いじめ防止基本方針の次年度に向けた見直し）